

平成28年12月19日

香春町教育委員会 殿

香春町立小中学校再編推進審議会
会長 平部 康



香春町立小中学校再編整備について（第2次中間答申）

香春町立小中学校再編推進審議会は、平成27年6月25日、香春町教育委員会から「香春町立小中学校再編整備に関する諮問について」を受け、鋭意審議を行った結果、別添のとおり第2次中間答申をいたします。

香春町立小中学校再編整備について

(第2次中間答申)

平成28年12月

香春町立小中学校再編推進審議会

はじめに

平成27年6月、香春町立小中学校再編推進審議会（以下「審議会」）は、香春町教育委員会から香春町立小中学校再編整備に関して諮問を受け、専門部会での意見を踏まえた上で、主に次の2点について審議会で検討を行った。

- 1 義務教育学校制度の導入について
- 2 学年段階の区切りについて

本審議会は、小学校区区長会代表、小中学校PTA代表、保育所（園）保護者代表、幼稚園保護者会代表、小中学校長、筑豊教育事務所、学識経験者から構成される計23名であり、審議の中に広く住民の意見を反映できるものとなっている。

審議会では、上記2点の諮問事項が香春町の学校再編を検討する上で最重要課題であることを認識し、国の動向や先進地事例を参考にしながら調査検討を行ってきた。

本内容は、9年間の系統的な教育を実施していくため、こういった取り組みが必要かを考え、子どもたちの将来に視点をおき議論を行った。中でも平成32年度に小学校、平成33年度に中学校で完全実施される次期学習指導要領を見据え、それぞれの立場から多角的に審議を重ね、一定の方向性をまとめるにいたったものである。

今後、広く香春町民の理解を得て、子どもたちの教育環境の整備及び学校教育の充実にいかされることを期待し、ここに「第2次中間答申」として報告する。

なお、学校再編事業の実施については、本答申の内容を尊重し、住民への情報提供及び説明を迅速、丁寧に行い、相互理解を深めながら進めていくことを期待する。

目 次

I 審議結果

1. 義務教育学校制度の導入について

| | |
|-------------|---|
| (1) 審議の主な内容 | 3 |
| (2) 審議結果 | 3 |
| (3) 付帯意見 | 3 |

2. 学年段階の区切りについて

| | |
|-------------|---|
| (1) 審議の主な内容 | 4 |
| (2) 審議結果 | 4 |
| (3) 付帯意見 | 4 |

II 資料

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 諮問文 | 6 |
| 2. 「小中一貫教育」と「義務教育学校」の比較 | 7 |
| 3. 審議会要綱 | 8 |
| 4. 審議会委員名簿 | 10 |
| 5. 審議会開催経過 | 11 |

I 審議結果

1. 義務教育学校制度の導入について

(1) 審議の主な内容

義務教育9年間の中で、一貫性を持った体系的な教育を実現し、子どもたちの個性や能力を最大限に引き出すためにはどうしたらよいかを検討した。

まず、第1次中間答申（平成27年11月）にある「小中一貫教育」と平成28年4月に制度化された「義務教育学校」について、組織、教育課程等の比較検討を行った。

その結果、小中学校が1つの組織として設置されている義務教育学校では、

- ①学習面や生活面の指導において、9年間を意識した連続性のある教育が可能であること。
- ②1人の校長、1つの教職員組織で構成されているため、9年間を見通した教育目標の設定など、意思決定や意思の統一が早期にできること。
- ③学校ごとに取り組むことが想定している教育課程編成や年間指導計画等の重要な事務について、教職員が一体となって取り組むことができるなど、義務教育学校は、9年間にわたって子どもたちの成長を見守っていくことが可能であり、有効な制度であるとの結論に達した。

(2) 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「義務教育学校制度の導入」に関して、次のとおり答申する。

義務教育学校制度の導入は、1人の校長のもと、1つの教職員組織が一体となって「9年間を見通した学校教育目標を設定していくこと」、「各教科別に9年間の系統性・体系性に配慮がなされた教育課程編成及び指導計画を作成し、つながりを意識した教育を実施していくこと」が実現可能であり、適切であると考える。

(3) 付帯意見

- ①児童生徒及び教員の相互交流をさらに発展させ、義務教育学校制度の導入に備えること。
- ②開校前後においても児童生徒及び教職員に混乱が生じぬよう、9年間の一貫した教育の安定向上ができる体制を整えること。
- ③転出入する児童生徒が学習面等で遅れることのないよう、相手校との連絡を密にするなど、工夫をすること。
- ④人間関係の固定化に対応できるよう、多様な活躍の機会を意図的に設定すること。
- ⑤教員免許併有の条件整備について、国や県への要望に努めること。

2. 学年段階の区切りについて

(1) 審議の主な内容

小中一貫教育を実施している先進地の成果及び課題を参考に、子どもたちにとって最適な学年段階の区切りについて検討を行った。

まず9年間を見通した義務教育学校制度との関連を見通した上で、

- ①子どもたちの心身の発達段階
- ②問題行動や不登校の発生率など指導上の課題
- ③学力形成上の特質
- ④学習指導要領改訂

(平成32年度：小学校、平成33年度：中学校で完全実施)

など、児童生徒が抱える教育課題及び国の動向に対応した最適な学年段階の区切りにする必要があるとの結論に達した。

(2) 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「学年段階の区切り」に関して、次のとおり答申する。

新しく再編される学校は、平成32年4月に開校する予定であり、同年度に小学校の学習指導要領改訂、翌年度に中学校の学習指導要領改訂が完全実施される予定である。

このように国の教育方針が新しくなる中、開校前後の児童生徒、教職員の負担は大きいものと思われる。よって、平成32年4月の開校後、学年の区切りについて段階的に検討及び導入を行うことが最善であり、「現段階においては、学年段階の区切りを固定化せず、学習指導要領に則った、連続する9年間の義務教育を行う」ことが適切であると考えます。

(3) 付帯意見

- ①「中1ギャップ」、「小4の壁」といった諸問題を解消できるよう、発達段階に応じた指導ができる体制を整えること。
- ②平成32年4月開校後の部会については、学校の現状を十分に分析、課題を整理した後、香春町の実情に合った、学年段階の区切りについて検討をすること。なお、学年段階の区切りに関連のある以下の点についても考慮すること。
 - ・教科担任制の導入学年、教科等
 - ・前期・後期課程を超えた指導内容の入れ替え、移行
 - ・前期・後期課程における学年間の指導内容の前倒しまたは後送り
- ③卒業式、入学式以外に学年段階の区切りを意識させる行事(2分の1成人式、立志式等)を実施するなど、次の区切りへの意識を高める工夫をすること。

II 資 料

1. 諮問文

香 教 学 庶 第 1 5 号
平 成 2 7 年 6 月 2 5 日

香春町立小中学校
再編推進審議会会長 殿

香春町教育委員会
教育長 林 忠良

香春町立小中学校再編整備に関する諮問について

このことについて、下記理由を付して諮問いたします。

1. 諮問事項

- ①現在の町立4小学校・2中学校を1小学校・1中学校に再編する総合的な検討及び計画策定に関すること。
- ②上記再編計画策定に係る具体的な方策に関すること。

2. 諮問理由

全国的な少子化が進展する中であって、香春町でも、児童生徒数は年々減少し、推計では平成37年に複式学級が見込まれる学校があります。

このような傾向が続くと、学習指導面、集団活動を通しての社会性や協調性の育成等、学校における教育活動が十分に行えない状況が生まれてくるのが考えられます。よって、学びあう機会が平等になるよう、香春町として望ましい教育環境を確保・充実することが喫緊の課題となっております。

そこで、第4次行政改革大綱にありますように、現在の4小学校・2中学校を再編し、平成32年4月開校を目標に1小学校・1中学校を新設することについて、香春町立小中学校再編推進審議会において総合的にご検討いただき、再編計画及び具体的な方策についてご答申いただきますよう諮問いたします。

2. 「小中一貫教育」と「義務教育学校」の比較

出典：文科省

| | 現行制度下での小中一貫教育 | 義務教育学校 |
|-------------|---|---|
| 修業年限 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年 ・中学校3年 | <ul style="list-style-type: none"> ・9年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保) |
| 設置義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校ともに市町村に設置義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置義務はないが、小学校・中学校の設置に代えて設置した場合には、設置義務の履行と同等 |
| 教育課程 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれの教育目標の設定、教育課程の編成 ・一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を個別に申請し、文科大臣の指定が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (例：一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行) |
| 組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれに校長(計2人) ・小学校・中学校別々の教職員組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・1人の校長 (ただし、統括担当の副校長又は教頭を1人措置) ・一つの教職員組織 (教職員定数は、小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じ) |
| 免許 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進) |
| 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象は、小学校同士の統合、中学校同士の統合のみ | <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象として、小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置する場合も追加 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、小学校・中学校それぞれで実施 ・学校運営協議会は、小学校・中学校それぞれに設置 ・学校いじめ防止基本方針は、小学校・中学校それぞれで策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、義務教育学校として実施 ・学校運営協議会は、義務教育学校として一つ設置 ・学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定 |

3. 審議会要綱

香春町立小中学校再編推進審議会設置要綱

(目的)

第1条 香春町立小学校4校を1校，中学校2校を1校，それぞれ新設し，小中一貫教育学校も視野に入れた再編をするため，地域代表者並びに保育所（園），幼稚園，小学校及び中学校保護者代表者並びに学校代表者が，町及び教育委員会と連携を図り，第2条に掲げる所掌事項について調査・審議し，学校再編を推進することを目的として，香春町立小中学校再編推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は，香春町教育委員会の諮問に応じ，次に掲げる事項について，調査・審議し，答申する。

- (1) 小学校4校を1校，中学校2校を1校，それぞれ新設し，小中一貫教育学校も視野に入れた施設整備に関する事。
- (2) 校名，校章，校旗，校歌，校則及び校訓等に関する事。
- (3) 通学路の整備に関する事。
- (4) 制服及び体操服等に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，審議会が必要と認める事項に関する事。

(委員)

第3条 審議会は，委員24人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各小学校区の行政区長等の代表者 1人
- (2) 各小・中学校PTA代表者 1人
- (3) 各保育所（園）保護者会代表者 1人
- (4) 幼稚園保護者会代表者 1人
- (5) 小・中学校長 6人
- (6) 福岡県教育委員会の職員 1人
- (7) 学識経験者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし，選出団体からの承認があれば，再任することができる。

2 欠員が生じた場合の任期は，前任者の残任期間とする。

3 第2条の所掌事務がすべて完了したときは，任期中であっても委員としての任期は終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、会長が議長となり議事を進行する。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査・検討させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 専門部会の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査・検討が終了するまでとし、欠員が生じた場合の補充委員は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会学校再編準備室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

4. 香春町立小中学校再編推進審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

| | 選出区分 | 所 属 | 氏 名 |
|----|-----------------|---------------------|---------|
| 1 | 学識経験者 | 福岡県立大学 | 平部 康子 ◎ |
| 2 | 福岡県教育委員会 | 筑豊教育事務所 | 森 秀二 |
| 3 | 小学校区区長代表 | 香春小学校区 | 水野 稔 |
| 4 | | 勾金小学校区 | 岡 つぐみ |
| 5 | | 中津原小学校区 | 大野 和広 ○ |
| 6 | | 採銅所小学校区 | 大坪 松雄 |
| 7 | 中学校長 | 香春中学校長 | 三賀山 宏 |
| 8 | | 勾金中学校長 | 川浪 修司 |
| 9 | 小学校長 | 香春小学校長 | 縄田 房枝 |
| 10 | | 勾金小学校長 | 辻 眞作 |
| 11 | | 中津原小学校長 | 小峠 英人 |
| 12 | | 採銅所小学校長 | 堺 裕明 |
| 13 | PTA 中学校代表者 | 香春中学校 | 神崎 智賀治 |
| 14 | | 勾金中学校 | 牧 有 |
| 15 | PTA 小学校代表者 | 香春小学校 | 瀧川 大輔 |
| 16 | | 勾金小学校 | 岩谷 裕子 |
| 17 | | 中津原小学校 | 北原 正 |
| 18 | | 採銅所小学校 | 高尾 和樹 |
| 19 | 保育所(園) 保護者代表 | 香春保育所保護者会 | 佐中 早苗 |
| 20 | | 勾金保育所保護者会 | 大場 祐子 |
| 21 | | 採銅所保育所保護者会 | 原田 美和 |
| 22 | | 社会福祉法人中津原会 保護者代表 | 上村 麻衣子 |
| 23 | 幼稚園 保護者会代表 | 香春幼稚園後援会 | 酒井 絵里香 |

◎会長、○副会長

5. 審議会開催経過

| | 開催日 | 主な内容 |
|--------|-----------|---|
| 1 | H27.6.25 | <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・諮問 ・これまでの経過報告 ・国の動向と香春町の現状 ・基本方針について ・今後の予定 |
| 2 | H27.7.28 | <ul style="list-style-type: none"> ・再編に関するアンケート調査結果について（報告） ・小中学校建設候補地の検討について ・通学方法の検討について ・住民説明会の日程について |
| 3 | H27.8.21 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育について ・学校再編住民説明会の内容について |
| 4 | H27.9.30 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校再編住民説明会での意見等について（報告） ・香春町小中一貫教育推進基本方針（案）について ・第1次中間答申骨子（案）について ・先進地視察について |
| 視 察 | H27.10.22 | <ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察 穎田小中一貫校、嘉穂小学校 |
| 5 | H27.10.28 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1次中間答申項目について ・第1次中間答申（案）について |
| 6 | H27.11.6 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1次中間答申（案）について |
| 7 | H27.11.24 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1次中間答申（案）の決定 ・教育長への答申 |
| 8 | H28.2.4 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校再編事業 現状及び今後の進め方について |
| 9 | H28.5.9 | <ul style="list-style-type: none"> ・香春町立小中学校再編推進専門部会運営要領（案）について |
| 10 | H28.11.7 | <ul style="list-style-type: none"> ・再編スケジュールについて ・専門部会委員について ・義務教育学校について |
| 11 | H28.12.19 | <ul style="list-style-type: none"> ・香春町小中一貫教育推進基本方針（改訂案）について ・第2次中間答申（案）について ・第2回住民説明会について |